

令和3年7月19日

警察行政の概要



広島県警察本部

目 次

1	公安委員会	1
2	広島県警察組織体制	2
3	警察関係予算	4
4	基本方針及び運営重点	5
5	主要施策	6
	(1) 総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化	6
	(2) 子供・女性を守る取組と少年非行防止対策の推進	8
	(3) 住民の安心感を高める地域警察活動の推進	9
	(4) 組織犯罪対策の推進	9
	(5) 交通死亡事故の抑止と安全で円滑な交通の確保	10
	(6) 災害、テロ等緊急事態対策の推進	11
	(7) サイバー空間の安全の確保	12
	(8) 社会の変化に適応する警察運営の推進	13
6	新型コロナウイルス感染症に対する諸対策の推進	14
7	当面の課題	15



1 公安委員会

(1) 公安委員会の役割

公安委員会は、昭和 29 年の現行警察法制定時に設置され、県知事の所轄の下に、県民の良識を代表する者によって構成される合議制の行政委員会で、警察の民主的管理と政治的中立性を確保することを目的として設けられた機関である。

公安委員会は、警察法第 38 条第 3 項の規定に基づき、県警察を管理する責任を負うほか、法令の規定に基づきその権限に属された事務をつかさどる。

また、警察行政に関する大綱方針を決定し、県警察の取組等について所要の報告を徴するとともに、県警察の業務運営がその大綱方針に沿って運営されるよう管理を行っている。

(2) 公安委員会の権限行使

公安委員会は、会議の議決によりその権限を行うこととされており、合議体としてその権限を行使している。

(3) 委員の任命及び任期

広島県公安委員会は、警察法第 38 条第 2 項の規定に基づき、5 名の委員で組織されている。

委員は、広島県議会議員の被選挙権を有する者で、任命前 5 年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、県知事が県議会の同意を得て任命することとなっている。

ただし、委員のうち 2 名については、広島市議会議員の被選挙権を有する者で、任命前 5 年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、広島市長が市議会の同意を得て推薦したものについて、県知事が任命することとなっている。

任期は 3 年で、2 回に限り再任されることができる。

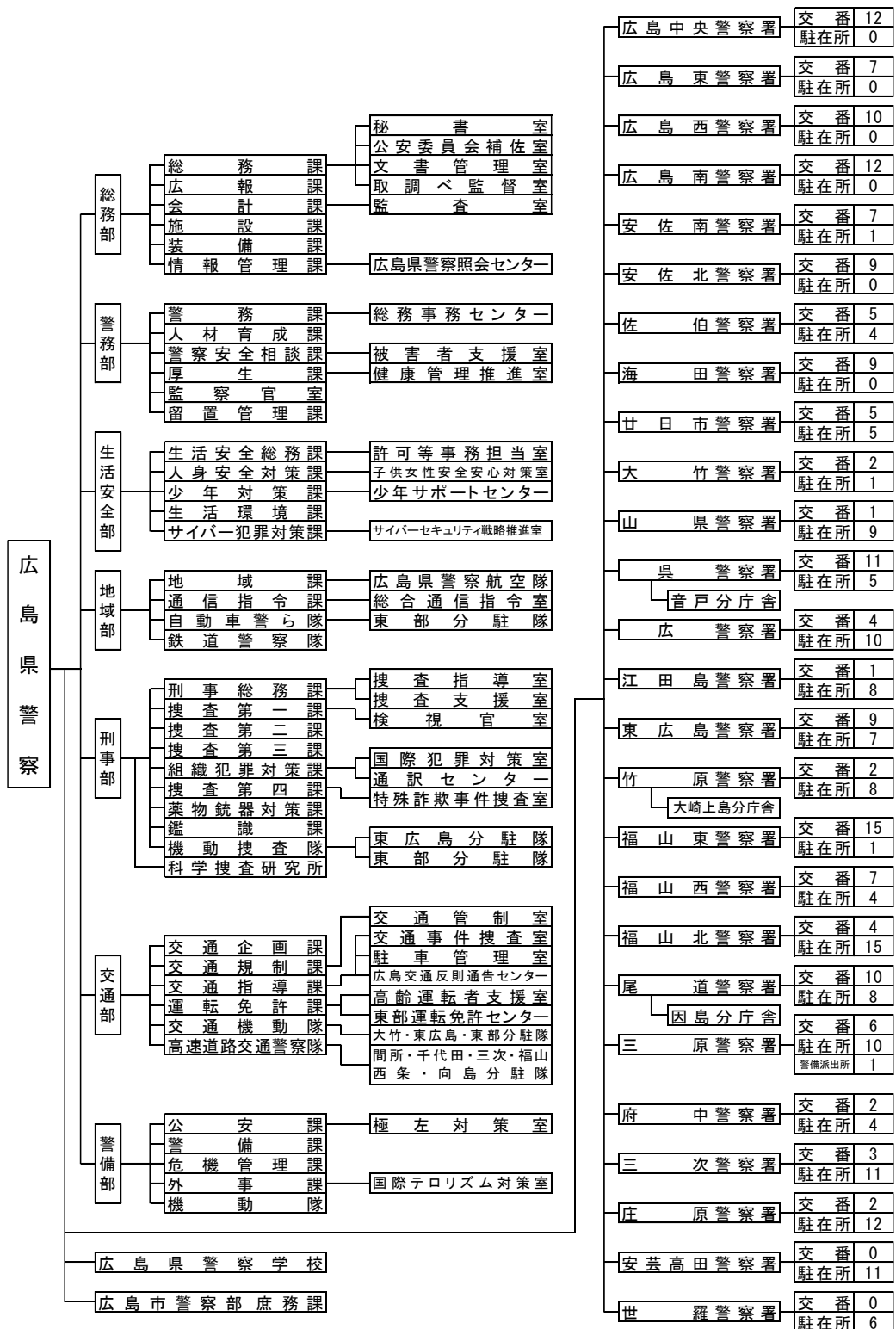
【広島県公安委員会】

職名	氏名	就任年月	職業	備考
委員長	田 中 秀 和	平成 28 年 6 月	会社会長	3 期目
委 員	小 西 秀 宣	平成 26 年 7 月	弁護士	3 期目
	北 川 祐 治	平成 27 年 7 月	会社会長兼社長	3 期目
	明 海 国 賢	平成 29 年 1 月	医療法人理事長	広島市推薦 2 期目
	西 野 泰 代	平成 30 年 5 月	大学教授	広島市推薦 2 期目

2 広島県警察組織体制

(1) 組織（令和3年4月1日現在）

広島県警察組織図



□ 本部

7部、1校、42所属（34課、1室、6隊、1所）

□ 警察署

警察署	分庁舎	交番	署所在地	駐在所	警備派出所
26	3	155	12	140	1

(2) 体制（令和３年４月１日現在）

ア 警察職員の条例定員及び配分状況

区 分	警察官						警察官以 外の職員	合計
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	小計		
本 部	89	164	513	481	342	1,589	355	1,944
警察署	64	170	1,004	1,088	1,274	3,600	165	3,765
計	153	334	1,517	1,569	1,616	5,189	520	5,709

イ 警察職員の条例定員の推移

年度 区分		25	26	27	28	29	30	元	2	3
		5,643	5,643	5,666	5,689	5,709	5,709	5,709	5,709	5,709
警察官	増員数	8	0	23	23	20	0	0	0	0
	定 員	5,123	5,123	5,146	5,169	5,189	5,189	5,189	5,189	5,189
警察官以 外の職員	増員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	定 員	520	520	520	520	520	520	520	520	520

(3) 令和３年組織体制整備

ア 悪質・重大な交通事件に対する捜査体制の強化

(ア) 交通部交通指導課交通事件捜査室の新設

あおり運転等の危険な妨害運転やひき逃げ等の悪質な交通事件及び交通死亡事故等の重大な交通事故に対し、適切かつ組織的な捜査を推進するため、交通部交通指導課に交通事件捜査室を新設した。

(イ) 警察署交通捜査体制の整備

悪質・重大な交通事件に対し、適切かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するため、10警察署に交通捜査係を新設した。

イ 交通部運転免許課高齢運転者支援室の新設

道路交通法一部改正の円滑な施行に向けた準備や認知機能検査及び高齢者講習の受検・受講待ち改善に向けた取組など、高齢運転者対策を総合的に推進するため、交通部運転免許課に高齢運転者支援室を新設した。

ウ サイバー空間の脅威に対する組織基盤の強化

悪質化・巧妙化が増すサイバー空間の脅威に対する対処能力及び組織基盤を強化するため、生活安全部サイバー犯罪対策課に解析指導係を新設し、犯罪捜査に係る証拠品等解析システムの構築及び警察署捜査員への指導体制を整備した。

エ 特殊詐欺の取締りと暴力団対策の一元的な推進

組織犯罪として敢行されている特殊詐欺の取締りと暴力団対策を一元的に推進し、特殊詐欺組織の解明及び暴力団の資金源の根絶を図るため、刑事部捜査第二課特殊詐欺事件捜査室を同部捜査第四課へ移管した。

オ 警備情報収集体制の強化

国内外の治安上の脅威となり得る組織・勢力の動向等について情報収集活動を強化するため、警備部公安課及び同部外事課の体制を強化した。

カ 社会の変化に適応する警察運営に向けた体制強化

(ア) 警察運営に係る企画及び調整機能の強化

社会の変化に適応し、県民の期待と信頼に応える警察運営を効果的に推進するため、警務部警務課に専従の係を新設した。

(イ) 警察情報管理システムの合理化・高度化に向けた体制強化

運転者管理システムを始めとする警察情報管理システムの合理化・高度化に的確に対応するため、総務部情報管理課及び交通部運転免許課の体制を強化した。

3 警察関係予算

(1) 令和3年度当初予算

(千円)

区 分	令和3年度(B)		令和2年度(A)		増減(B-A)	
		構成比(%)		構成比(%)		%
警 察 費	63,039,570	100.0	63,355,939	100.0	△316,369	△0.5
人件費	52,881,283	83.9	53,228,920	84.0	△347,637	△0.7
物件費	10,158,287	16.1	10,127,019	16.0	31,268	0.3

(2) 主要事業

(千円)

主 要 事 業 の 内 容	金 額
(1) 広島南警察署整備事業 ○ 新広島南警察署建築工事（1年目）、宿舍等解体工事 ○ 仮庁舎リース ～ 警察活動の効率化、警察機能強化、来庁者の利便性向上等のため、広島南警察署の移転整備に向けた建築工事等を実施	216,207
(2) 交番・駐在所整備事業 ○ 建設(事業2～3年目)：4施設 広島中央警察署・本通交番、江田島警察署・大柿交番、福山東警察署・引野交番、府中警察署・上下交番 ○ 設計：(事業1年目)：3施設 福山東警察署・駅前交番、広島西警察署・己斐交番、庄原警察署・春田駐在所 ○ 基本構想設計：1施設 広島南警察署・広島駅交番	320,057
(3) 交通安全施設整備費 ○ 道路標示の整備・更新、信号機の更新等 ～ 安全かつ快適な交通環境を確保し、交通の円滑化及び交通事故防止のため、道路標示等の交通安全施設を整備	2,378,526
(4) WEB公開型犯罪情報システム運用事業 ○ スマートフォン向けアプリの開発・運用による防犯・交通事故情報の発信等 ○ 現行の犯罪発生マップに交通事故発生情報を付加	9,416

令和3年 広島県警察

基本方針

安全・安心を 県民とともに築く 力強い警察

運営重点

- 総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化
- 子供・女性を守る取組と少年非行防止対策の推進
- 住民の安心感を高める地域警察活動の推進
- 組織犯罪対策の推進
- 交通死亡事故の抑止と安全で円滑な交通の確保
- 災害，テロ等緊急事態対策の推進
- サイバー空間の安全の確保
- 社会の変化に適応する警察運営の推進

5 主要施策

(1) 総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化

ア 総合的な犯罪抑止対策の推進

(ア) 「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の推移

- 平成 15 年 1 月 1 日 「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の施行
- 第 1 期 (H15～H17) 「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン
- 第 2 期 (H18～H22) 「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン
- 第 3 期 (H23～H27) 「なくそう犯罪」ひろしま新アクション・プラン
- 第 4 期 (H28～R02) 「めざそう！安全・安心・日本一」ひろしまアクション・プラン
- 第 5 期 (R03～R07) 「減らそう犯罪」第 5 期ひろしまアクション・プラン

a アクション・プランの推進指標

(a) 刑法犯認知件数 12,000 件以下 (令和 2 年：11,726 件)

(b) 治安良好と感じる人の割合 90%以上 (令和 2 年：86.9%)

b アクション・プランの取組指標

(a) 不安に感じる犯罪 (8 罪種) 認知件数 5,500 件以下 (令和 2 年：5,260 件)

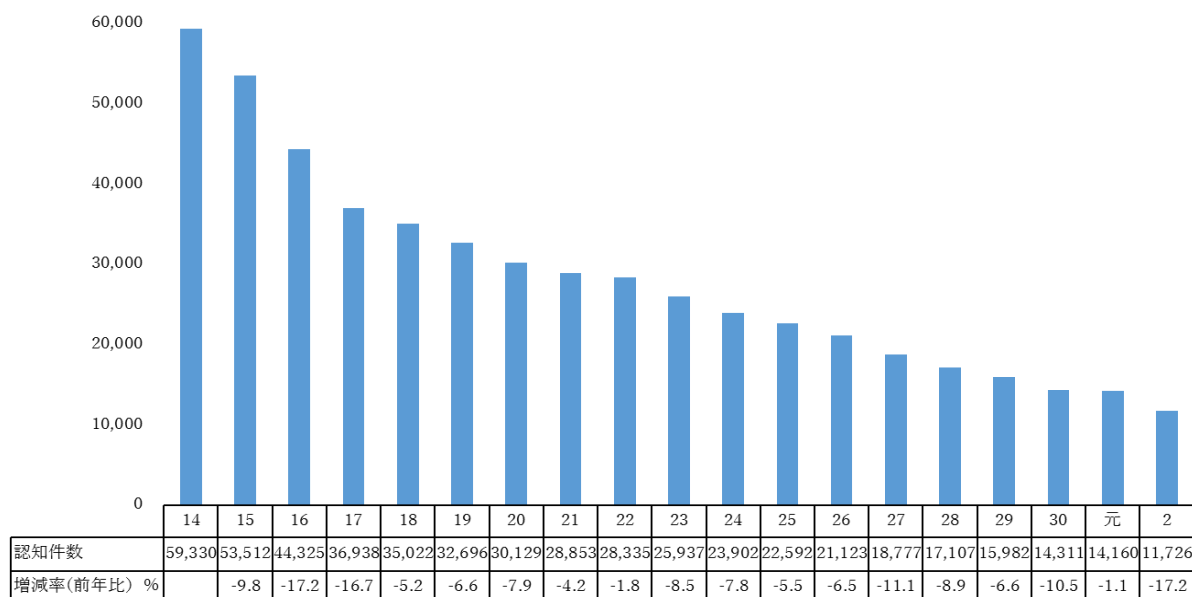
注：不安に感じる犯罪～自転車盗，車上ねらい，器物損壊等，侵入強盗，侵入窃盗，住居侵入，強制性交等，強制わいせつ

(b) 子供・女性・高齢者が被害者となる犯罪の認知件数 4,800 件以下 (令和 2 年：4,584 件)

(c) 特殊詐欺の年間被害総額 2 億円以下 (令和 2 年：2 億 4,105 万円)

(d) フィルタリング(スマートフォン)の使用率 37%以上 (令和 2 年度：33.0%)

【刑法犯認知件数の推移】



(イ) 不安に感じる犯罪の抑止

- a 県警ホームページやマスコミ等，多様な広報媒体の活用によるタイムリーな情報発信を推進する。
- b 市町，事業者並びに町内会等に対する働きかけや防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの普及啓発による防犯カメラの設置を促進する。
- c 防犯建物部品や J I S 規格の自転車錠等，防犯性能の高い住宅・製品等の普及を図る。

- d 住民が不安に感じる犯罪の早期抑制により安心感の醸成を図る。
- (ウ) 高齢者の犯罪被害防止・保護対策の推進
 - a 市町、関係機関・団体、事業者等と連携を強化し、高齢者を犯罪等から守る取組を推進する。
 - b 高齢化率が高く、高齢者の事件・事故による被害が多い地区を「高齢者防犯モデル地区」に指定し、実態把握活動及び広報啓発活動を実施し、高齢者の保護及び社会参加を促進する。
- (エ) 特殊詐欺の抑止の推進
 - a 高齢者だけでなく、子や孫を含めた幅広い世代に向けた広報啓発活動を推進し、特殊詐欺被害の抑止を図る。
 - b 金融機関やコンビニ等、関係事業者と連携し、被害の水際阻止に向けた取組の強化を図る。
 - c 高齢者が、犯人からの電話を直接受けることがないようにするため、防犯機能付き電話の普及促進活動を推進し、固定電話対策の強化を図る。
- イ 検挙力の強化
 - (ア) 新たな刑事司法制度への適切な対応（取調べの録音・録画）
 - a 制度の適正運用
取調べの録音・録画制度に係る指導・教養を充実し、制度の適正運用の徹底化を図る。
 - b 取調べ技能の向上
制度の下でも的確な立証を行っていくため、実践的な指導・教養を計画的に実施し、捜査員の取調べ技能の向上を図る。
 - c 組織的な取調べの管理
取調べを取調べ官任せにすることなく、捜査主任官等の下で供述内容を検討し、組織的な取調べの管理を徹底する。
 - (イ) 悪質重要犯罪の徹底検挙
 - a 重要犯罪の検挙
 - (a) 徹底した初動捜査活動による被疑者の早期検挙
重要事件発生時には捜査員を集中的に投入して、迅速的確な初動捜査を徹底するとともに、社会のデジタル化等に伴う犯罪の悪質化・巧妙化に対応するため、最新の捜査手法をより一層推進させるなど、この種犯罪の徹底検挙と連続発生防止を図る。
 - (b) 未解決重要事件捜査の推進
未解決重要事件については、捜査体制を継続・維持し、各種情報の掘り下げ、証拠資料の再鑑定、効果的な広報による情報提供、他事件の検挙被疑者に対する追及等、多角的な視野で着実な捜査を推進する。
 - b 重要知能犯罪の検挙
継続的かつ組織的な情報収集等により、政治・行政・経済をめぐる不正や利権構造の実態把握等に努め、重要知能犯罪の検挙を強力に推進する。
 - c 重要窃盗犯罪の検挙
凶悪犯に移行するおそれが高く、広域的・連続的・組織的に敢行される重要窃盗犯罪を徹底検挙する。

(ウ) 特殊詐欺の検挙の推進

刑事部捜査第四課特殊詐欺事件捜査室を中心に、犯行拠点の摘発や詐欺金送付先の捜索、だまされたふり作戦等による詐欺金受取役被疑者の現場検挙、犯行に利用された預貯金口座など犯行ツールの遮断・無力化措置等の活動を強力に推進する。

(エ) 科学技術の捜査への活用

客観証拠による立証を図り、複雑、多様化する犯罪捜査へ対応するため、DNA型鑑定やポリグラフ鑑定を始め、各種鑑定を捜査へ積極的に活用する。

(2) 子供・女性を守る取組と少年非行防止対策の推進

ア ストーカー・配偶者暴力事案への迅速・的確な対応

ストーカー被害等の相談等件数は高水準で推移しており、被害者等の安全の確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止及び被害者等の保護措置、組織的な対応及び関係機関・団体と連携した取組等を推進する。

イ 児童虐待への対応における取組の強化

(ア) 児童虐待事案の取扱状況

警察から児童相談所に通告した児童数は年々増加し、令和2年中の通告児童数は、2,112人で、前年から67人(3.3%)増加している。

特に心理的虐待のうち、いわゆる面前DVによる通告が1,034人で、通告児童数全体の49.0%を占めている。

【児童虐待事案の取扱状況】

(人／件)

区分 \ 年次	28	29	30	元	2
通告児童数(人)	1,491	1,539	1,757	2,045	2,112
保護児童数(人)	104	81	134	152	149
検挙件数(件)	21	30	36	59	62

(イ) 児童の安全確保の徹底

児童虐待が疑われる事案について、関係部門が連携して児童の安全を直接確認するとともに、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底する。

(ウ) 児童相談所等関係機関との連携強化

児童相談所等関係機関と緊密な連携を図り、児童虐待事案の早期発見と被害児童の早期保護を徹底する。

ウ 子供・女性の犯罪被害防止対策の推進

(ア) 子供・女性を犯罪から守るための取組

性犯罪等及び声かけ・つきまとい等の前兆事案に対して、集約した情報をもとに行方者を特定し、検挙又は指導・警告(先制・予防的活動)を行うことで、未然防止及び再発防止対策を推進する。

また、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議(平成30年6月22日)において決定された「登下校防犯プラン」に基づく子供の安全対策について、行政等の様々な主体と協働・連携した各種施策を推進する。

(イ) 子供の性被害に係る対策の推進

児童ポルノ事犯を始めとする悪質性の高い福祉犯に対する取締りを強化する。
また、SNSに起因する子供の性被害を防止するため、サイバーパトロールにより発見した不適切な書き込みに対し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組や補導活動を推進する。

(ウ) 保護者及び児童に対する啓発活動の推進

中学生保護者を対象としたフィルタリング利用や家庭でのルールづくりを推奨する啓発活動を重点的に実施する。

また、通信事業者と連携したインターネット関連の犯罪防止教室等を推進する。

エ 非行少年を生まない社会づくりの推進

(ア) 立ち直り支援活動の推進

少年サポートセンターを中心として、事件捜査と連動した各種立ち直り支援活動を推進し、再非行の防止を図る。

(イ) 街頭補導活動の強化

少年の非行を兆しの段階で抑止するため、不良行為少年に対する補導活動を積極的に実施し、少年非行の防止を図る。

(ウ) 学校等関係機関と連携した取組の推進

学校等関係機関と連携し、スクールサポーターを効果的に運用するとともに、小学生を対象とした犯罪防止教室の促進や学校担当制による少年補導補助員の活動の充実により、小学生等の規範意識の向上を図る。

(エ) 集団的不良交友関係の解消に向けた対策の推進

集団的不良交友関係に関する情報を収集し、実態把握に努めるとともに、的確な情報分析に基づく検挙・補導、立ち直り支援活動等を推進する

(3) 住民の安心感を高める地域警察活動の推進

ア 巡回連絡をはじめとした管内実態把握活動の推進

巡回連絡、交番・駐在所連絡協議会又はそれに代わる双方向連絡活動を通じて、地域住民の意見・要望等の管内実態を把握するとともに、特殊詐欺や交通事故等、地域住民に身近な事件・事故の予防に関する指導や広報啓発活動を推進する。

イ 職務質問による犯罪の予防と検挙

管内の犯罪多発地域・時間帯等の分析結果を踏まえた効果的な警ら活動を推進するとともに、不審者等に対する先制的な職務質問を通じて、地域住民の体感治安に悪影響を及ぼす犯罪の予防及び検挙活動を推進する。

ウ 迅速的確な初動警察活動の推進

通信指令システム等の各種システムを効果的に活用するとともに、重大事件等の発生時においては、パトカー及び航空機等の警察機動力を一元的に運用するなど、迅速的確な初動警察活動を推進する。

(4) 組織犯罪対策の推進

ア 暴力団等の壊滅に向けた総合的な対策の推進

(ア) 暴力団員等の徹底検挙と資金源封圧

首領等幹部をターゲットにした取締り、資金獲得犯罪の取締り、犯罪収益の剥奪など、暴力団に対して真に打撃を与える取締りに努める。

- (イ) 保護対策の徹底
関係各課との連携を図り、適切な保護対策を実施する。
- (ウ) 暴力団排除活動の推進と暴力団離脱者の社会復帰支援
関係機関と連携し、暴力団排除活動を推進すると共に、暴力団組員に対しては組織からの離脱を促し、離脱者に対する社会復帰支援に努める。
- (エ) 暴力団情報の収集・分析
暴力団組織の実態解明に向けた情報収集・分析に努める。
- (オ) 準暴力団の実態解明と取締り
悪質化、巧妙化する準暴力団による犯罪を阻止するため、実態解明と取締りを強化する。
- (カ) 指定暴力団の指定と暴力団対策法の適用
指定暴力団の指定を適正に実施し、暴力的要求行為を行う指定暴力団員等に対し、中止命令等を積極的に適用する。
- イ 薬物銃器対策の推進
 - (ア) 薬物・銃器事犯の徹底検挙及び密売・密輸組織の摘発
 - (イ) 薬物乱用防止対策及び違法銃器根絶対策の推進
 - (ウ) 薬物・銃器事犯関連情報の収集・共有
- ウ 国際組織犯罪対策の推進
 - (ア) 国際犯罪組織や、違法ヤードに対する情報収集等により実態解明を推進し、各種犯罪を助長する犯罪インフラの戦略的取締り、部門横断的な捜査連携を強化する。
 - (イ) 国際犯罪組織構成員等を徹底検挙し、国際犯罪組織の日本への浸透を阻止する。

(5) 交通死亡事故の抑止と安全で円滑な交通の確保

ア 交通事故の発生状況

年次 区分		28	29	30	元	2
死者数		86 人	91 人	92 人	75 人	71 人
うち高齢者数		47 人	49 人	54 人	46 人	36 人
重傷者数		1,365 人	1,291 人	1,058 人	1,043 人	840 人
歩行者	件 数	1,091 件	969 件	902 件	745 件	637 件
	死者数	34 人	37 人	37 人	35 人	28 人
自転車	件 数	1,686 件	1,628 件	1,351 件	1,227 件	975 件
	死者数	9 人	8 人	7 人	6 人	10 人
飲 酒	件 数	112 件	89 件	73 件	76 件	69 件
	死者数	8 人	6 人	3 人	7 人	3 人

注：「高齢者」は、65 歳以上を指す。

注：「歩行者の件数」は歩行者が第 1 当事者又は第 2 当事者となった件数で、「死者数」は歩行者本人の死者数

注：「自転車の件数」は、自転車運転者が第 1 当事者又は第 2 当事者となった合計数で自転車相互事故は 1 件で集計し、「死者数」は自転車乗用中の死者数

注：「飲酒の件数」は、第 1 当事者（原付以上の車両運転者）に飲酒が認められた件数で、「死者数」は当該事故における死者数

イ 第 11 次広島県交通安全計画における目標

令和 7 年度までに、

(ア) 交通事故死者数 年間 60 人以下 (うち高齢者死者数 33 人以下)

(イ) 交通事故重傷者数 年間 700 人以下

とすることを目標としている。

ウ 推進項目

(ア) 交通事故実態に即したきめ細かな交通安全教育等の推進

高齢者、幼児、歩行者、自転車利用者など、各対象の年齢、特性や交通実態等を踏まえ、各種施策を組み合わせた効果的な安全対策等を推進する。

a 高齢者対策

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するほか、高齢者講習等の円滑な受講のための諸対策を推進する。

b 歩行者保護対策

部内に歩行者被害交通事故防止総合対策委員会等を設置し、「みんなで歩行者事故ゼロ プロジェクト」をキャッチフレーズに、県民への広報、運転者・歩行者双方への注意喚起、関係機関・団体と連携した取組を実施する等、総合的な対策を戦略的に推進する。

(イ) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通事故抑止や被害軽減のため、飲酒運転、著しい速度超過、妨害運転等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に加え、県民から取締り要望の多いあおり運転などの迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

また、これらの違反を行う運転者への注意喚起に結びつくような広報を行う。

(ウ) 安全で快適な交通環境整備の推進

交通安全施設の適切な維持管理と道路交通の安全と円滑を確保するため、必要性の低下した交通安全施設の撤去を含め、交通実態に即した交通規制の見直し等を推進する。

(エ) 適切な運転者対策の推進

交通違反を繰り返し犯す運転者や重大な交通事故を起こす運転者を早期に道路交通の場から排除し交通の安全を図るため、厳正かつ迅速な行政処分を行うほか、安全運転相談を適切に対応するなど、申請者等の立場に応じた運転者対策を推進する。

(6) 災害、テロ等緊急事態対策の推進

ア 災害等対処能力の強化

(ア) 災害に係る危機管理体制の点検及び構築の持続的推進

平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う災害警備活動の課題も踏まえ、危機管理体制の点検及び構築の持続的推進を図る。

(イ) 災害等対処能力の強化

災害等発生時において、迅速かつ的確に対処するため、装備資機材の習熟訓練、管内の実態に即した被害想定に基づく実戦的な図上訓練及び早期指揮体制を確立するための招集・伝達訓練等を継続して推進する。

また、自治体等が行う防災訓練に積極的に参加し、防災関係機関との連携を図る。

イ 官民連携によるテロ対策の推進

(ア) 官民一体となったテロ対策の強化

爆発物原料となり得る化学物質の販売事業者や同物質を取り扱う学校及び玩具煙火（花火）販売事業者並びに産業爆薬取扱事業者を個別訪問し、販売時における本人確認の徹底や不審者来訪時における通報を要請するなど爆発物を使用したテロの未然防止に向けた対策を推進する。

また、テロリストが利用する可能性があるホテル・旅館、インターネットカフェ、レンタカー事業者との連携を強化し、テロ等違法行為の未然防止に努める。

(イ) 水際対策の推進

広島空港及び広島港を始めとする国際港湾の関係機関と連携し、各種合同訓練や保安施設の改善等を行うとともに、テロリスト等の入国を防止する各種システムを活用した水際対策を推進する。

(ウ) 警戒警備の強化

公共交通機関や米軍関係施設等の重要施設及び不特定多数の者が集まる施設等に対する警戒警備を徹底するとともに、施設管理者に対して自主警備の強化を要請する。

(エ) テロ対処能力の強化

広島県テロ対策パートナーシップ推進会議を活用した合同テロ対処訓練等、対処能力の強化に向けた取組を推進する。

(7) サイバー空間の安全の確保

ア サイバー空間の脅威への対応の強化

(ア) 高度な情報通信技術を悪用したサイバー犯罪に係る捜査の推進

高度な情報通信技術を悪用したサイバー犯罪に対して、端緒の的確な分析及び迅速な捜査を推進する。

(イ) 違法・有害情報対策の推進

a インターネット・ホットラインセンター（IHC）等からの違法情報に対する取締り及び違法情報投稿を放置している悪質なサイト管理者に対する捜査を推進する。

b サイバーパトロール等による違法・有害情報の積極的な把握とサイト管理者等に対する削除依頼等排除対策を推進する。

(ウ) 国際捜査の推進

外国のIPアドレスの契約情報や通信履歴等が捜査上必要となる事案について、迅速かつ的確な国際捜査を推進する。

(エ) 共同対処訓練の実施

重要インフラ事業者等との連携を強化し、サイバー攻撃の発生を想定した実践的な共同対処訓練や、情報共有等を実施するとともに、サイバー攻撃等発生時の緊急対処、サイバー攻撃等に対する捜査及び実態解明を推進する。

イ 警察における組織基盤の更なる強化

(ア) 捜査員の育成の推進

サイバー犯罪の積極的な事件化及び各種教養等により、サイバー犯罪に的確に対処し得る人材の育成を図る。

(イ) 警察全体の対処能力の底上げ

全警察官のサイバー犯罪等対処能力検定初級の取得及び全捜査員の同検定中級の取得を促進する。

(ウ) 情報技術の解析に係る教養の推進

情報技術の解析に必要な知識や手続について、各種教養等を実施することで、電磁的記録の適正な取扱いに向けた取組を推進する。

ウ 産学官連携の推進

(ア) 産学官の知見等を活用した対策の推進

a 関係機関、民間事業者等との良好な関係構築により、事案発生時の捜査協力体制の確保及び犯罪の発生・被害の防止対策を推進する。

b 海外の偽サイト等に関し、警察庁を介してウイルス対策ソフト提供事業者等に情報提供し、これらのサイトを閲覧しようとするインターネット利用者のコンピュータ画面に警告表示を行うなどの対策を推進する。

(イ) 民間事業者等における自主的な被害防止対策の推進

広島県インターネット・セキュリティ対策推進協議会（H I S E C）やサイバー防犯ボランティア及びサイバーテロ対策協議会等と連携し、官民一体となった広報啓発活動により、民間の自主的な被害防止活動を促進する。

(8) 社会の変化に適応する警察運営の推進

ア 優秀な人材の確保

少子化に伴う就職適齢人口の減少、民間企業の採用活動の好調維持等を背景に厳しい採用情勢が継続する中、優秀な人材の確保に向けて、社会の実情に応じた就職説明会の開催や受験者層のニーズに応じた広報ツール等の活用によって、警察業務の魅力を効果的に発信し、若者世代を惹き付ける採用募集活動を組織を挙げて強力に推進する。

イ 職務執行力強化に向けた若手の育成と術科訓練の充実

(ア) 若手の育成

a 若手の早期戦力化

若手の積極性及び主体性を涵養する小集団形式の対話会、自学自習できる環境の整備、ロールプレイング形式の現場対応訓練、警察本部における現場研修制度など、体系的かつ段階的な教養を推進し、若手の早期戦力化を図る。

b 心に響く職務倫理教養の推進

誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観を有する若手を育成するため、所属長による経験談、部外有識者による講演、感謝事例の活用など、心に響く職務倫理教養を推進する。

c 若手を指導する指導者の指導能力の向上

若手の育成には、若手を指導する指導者の指導能力の向上が欠かせないことから、指導技法を身に付けるための研修会、経験豊富な指導者を交えた小集団形式の討議会、ベテラン職員による伝承教養など、若手を指導する指導者の指導能力向上に資する取組を推進する。

(イ) 術科訓練の充実

a 計画的かつ効果的な術科訓練の推進

いかなる事案に遭遇しても怯むことなく被疑者を早期に制圧逮捕し得る実力を

養成し、受傷事故の絶無を図るため、所属ごとの訓練推進責任者の指定、訓練日の設定、所属職員の任務、年齢、体力及び技能に応じた訓練など、計画的かつ効果的な術科訓練を推進する。

b 実践的な訓練の推進

様々に変化する状況に的確に対応する能力を培うため、映像射撃シミュレーター等による拳銃訓練をはじめ、実際の現場で発生する可能性の高い事案を想定した実践的な術科訓練を推進する。

ウ 業務の合理化等を通じた働き方改革の推進

(ア) 全職員のワークライフバランスの実現に向けた働き方改革の推進

ワークライフバランスの実現に向けて、幹部がリーダーシップを発揮し、全職員の意識改革に向けた取組を推進する。

さらに、業務の合理化を進めるとともに、年次有給休暇等の取得促進や長時間勤務の抑制等を図り、育児や介護等の事情により勤務時間や勤務形態に制約のある職員を含む全ての職員が、仕事と生活の両立を達成できる勤務環境づくりを積極的に推進する。

(イ) 女性の活躍に向けた取組の推進

女性職員の能力・実績に応じた積極的な登用を図るとともに、意見交換会等を開催してキャリアアップ意欲を醸成し、女性職員の意識向上を図る。

また、女性職員の意見・要望を汲み上げ、働きやすい職場環境を整備する。

(ウ) 業務の合理化・効率化

形骸化している業務を見直し、各種手続の簡素化やシステムの改修等、業務の合理化のための取組を推進する。

合理化の推進に当たっては、警察署業務改善検討会議等により、現場の声を吸い上げ、実情を踏まえたものとなるよう努める。

エ 計画的な警察施設整備の推進

地域の治安・防災拠点である警察施設の耐震化を着実に推進するとともに、中長期的な視点に立った警察署、交番・駐在所等の整備を推進する。

オ 警察業務におけるデジタル化の推進

行政手続のオンライン化など、県民にとって効率的かつ効果的な仕組みを構築し、便利だと感じてもらえるようなサービスを提供できるよう、各種業務のデジタル化を推進する。

カ 犯罪被害者支援の積極的な取組

警察が組織を挙げて取り組むべき内容を網羅した「広島県警察犯罪被害者支援基本計画」に基づいて各種施策を推進する。

6 新型コロナウイルス感染症に対する諸対策の推進

- 警察活動における感染症防止対策の徹底
- 便乗犯罪の早期検挙と抑止活動の実施
- 感染防止を目的とした施設整備の推進

7 当面の課題

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた警備活動及び国際テロ対策
- 平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う災害警備活動の課題も踏まえた危機管理体制の点検及び構築の推進
- 広島南警察署等の警察施設整備の推進